



埼玉県報

第 2967 号
平成 30 年(2018 年)
1 月 12 日
金曜日

目次

告示

- 戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 保安林の指定の解除（森づくり課）
- 川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 宅地建物取引士の聴聞（建築安全課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第二十七号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台九九の一から九九の三まで
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
道路用地及び公共施設用地とするため

告 示

埼玉県告示第二十九号

川越市から川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三十号

日高市から川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三十一号

狭山市から狭山都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三十二号

富士見市から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第三十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十八条の二の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成三十年一月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の氏名	被聴聞者の住所
平成三十年二月六日 午後二時	齋藤智	埼玉県坂戸市清水町二十五番 九号

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県職員会館 B〇五会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年一月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十二月二十五日

指令川建セ第二九〇〇二九一号

二 検査済証番号

平成三十年一月五日

川建セ第二九〇〇四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東ノ谷七十三番二、七十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字宮鼻千三十八番地一 ハッピーネス二〇二二

西須 弘明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年一月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年九月一日

指令川建セ第二九〇〇〇九〇号

二 検査済証番号

平成三十年一月九日

川建セ第二九〇〇四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都四十五番六、四十五番七、四十五番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野一丁目十三番地三

幸明建設 株式会社 代表取締役 金村 浩一

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年一月十二日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

第六号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年十 二月二十八日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字真下千三百 二十四番一	指定に係る道路の位置
四十・二四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)